

# 健康福祉部

## 福祉環境委員会

### 【議案関係資料】

11月26日提出

## 目 次

### ◎補正予算関係

- |                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 1 介護業務「カイゼン」推進事業（長寿社会課） | ..... | 3 |
| 2 医療保健福祉計画推進事業（医務薬事課）   | ..... | 5 |

### ◎議案関係

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| 1 地方独立行政法人秋田県立療育機構第3期中期目標期間の実績と今後の対応等について（障害福祉課） | ..... | 6  |
| 2 地方独立行政法人秋田県立療育機構第4期中期目標（案）の概要について（障害福祉課）       | ..... | 8  |
| 3 秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について（医務薬事課） | ..... | 10 |

予算額 303,546千円 (国 242,836 〇 60,710)

本事業に係る今年度分の申請を受け付けたところ、当初予算額を大幅に超過する申請がなされたことから、介護現場の生産性向上の一層の進捗を図るため、申請に対応する予算を追加する。

**1 事業目的**

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボット・ICTの活用を促進し、業務の改善や効率化、職員の業務負担の軽減等を図る。

**2 事業内容**

介護ロボット・ICT導入推進支援事業  
303,546千円

(1) 概要

- ・補助先 介護サービス事業者
- ・補助率 3/4 (うち国4/5、県1/5)
- ・補助上限額
  - ア) 介護ロボット導入  
300万円/1事業所
  - イ) ICT導入  
260万円/1事業所
  - ウ) 複数の種類の機器の導入  
1,000万円/1事業所
- ・対象経費 介護ロボット・ICT等の導入  
(機器購入・初期設定・操作説明等)  
に係る費用

(2) 予算額

- ・当初予算 (現計)  
180,000千円 (国 144,000 〇 36,000)
- ・補正  
303,546千円 (国 242,836 〇 60,710)
- ・補正後  
483,546千円 (国 386,836 〇 96,710)

**3 その他**

- (1) 申請件数 143件
- (2) 申請額 483,546千円  
※当初予算を303,546千円超過

## 1 特別養護老人ホーム等でセンサーを導入した効果

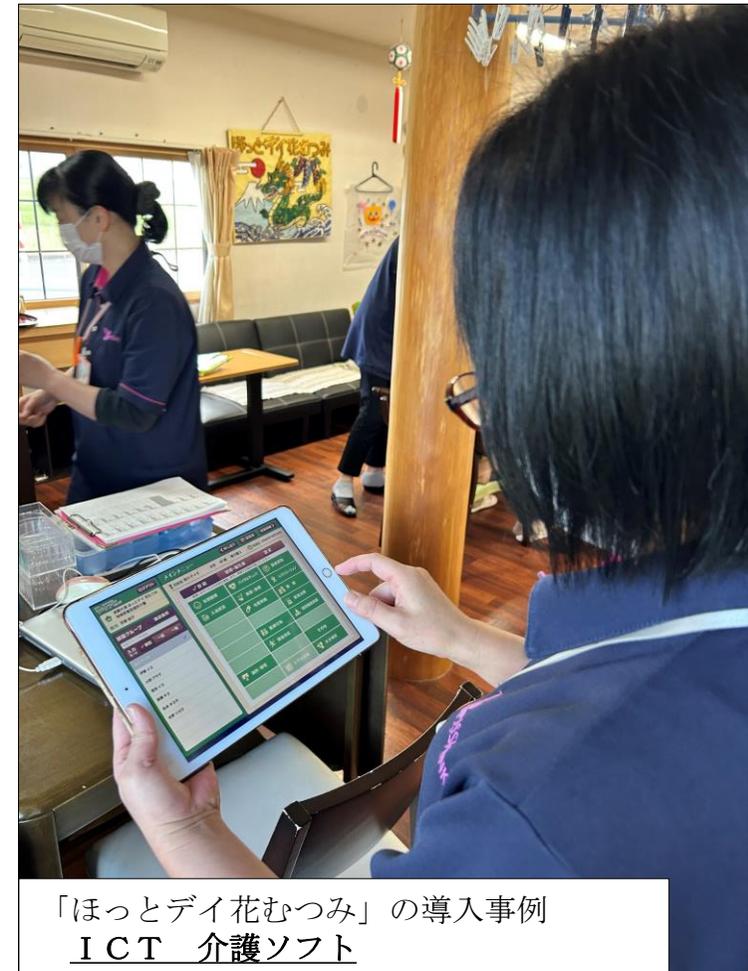
- 要介護者の離床や、呼吸・脈拍の状況を遠隔から確認できるようになったことで、訪室回数や巡回に要する時間の削減、職員の身体的、精神的負担が軽減できた。
- 要介護者の状況をデータで把握することで、介護の質の向上にもつながっている。

## 2 通所介護事業所等で介護ソフトを導入した効果

- 書類のペーパーレス化により、事務作業の省力化が図られた。
- 情報がデータ化されたことで、職員間の情報共有の抜け・漏れがなくなった。
- タブレットの操作も簡単で、職員の年齢構成は平均50歳ほどだが、どの職員も使いこなしている。



「養護老人ホーム和光園」の導入事例  
介護ロボット 見守りセンサー



「ほっとデイ花むつみ」の導入事例  
ICT 介護ソフト

予算額 331,968千円 (⊕ 331,968) 【地域医療介護総合確保基金】

1 事業目的

将来にわたって県民に効率的かつ質の高い医療を提供できる体制を確保するため、地域の医療需要を見据えた医療機能の分化・連携や病床機能適正化の取組を支援する。

2 事業内容

病床機能再編支援事業 331,968千円  
 地域医療構想調整会議及び秋田県医療審議会  
 で合意を得て病床機能の適正化(※1)を図る  
 医療機関に対し、給付金(※2)を支給する。

・対象医療機関、減少病床数、支給額

対象医療機関名	減少病床数	支給額(千円)
森岳温泉病院	32床 (慢性期△50・回復期+18)	69,996
由利組合総合病院	59床 (急性期△59)	124,032
雄勝中央病院	66床 (急性期△71・回復期+5)	126,768
本荘整形外科	5床 (急性期△5)	11,172
合計	162床	331,968

- ※1 急性期及び慢性期の病床数の合計が10%以上減少。
- ※2 病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関(統合により廃止する場合も含む)に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給。  
 (基金積立 国10/10)

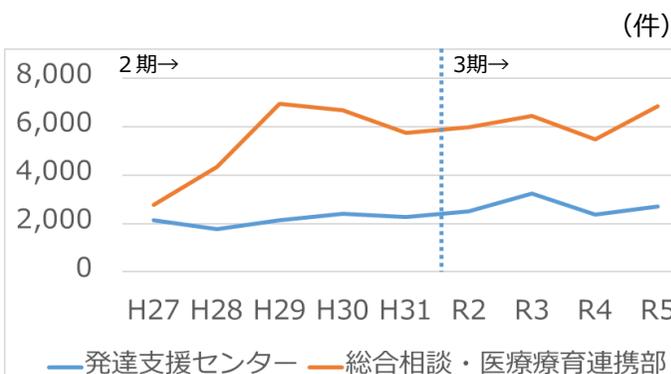
## 地方独立行政法人秋田県立療育機構 第3期中期目標期間の実績と今後の対応等について

障害福祉課

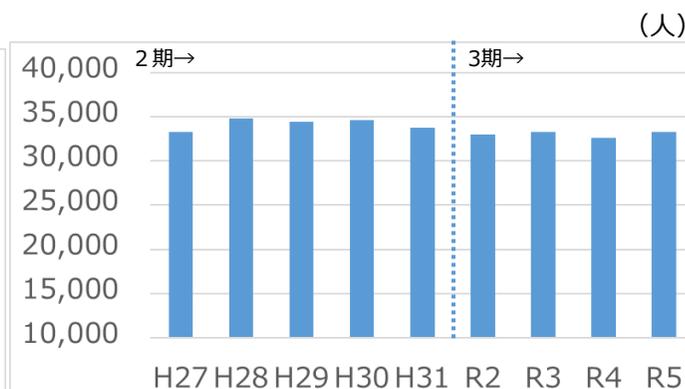
## 第3期中期目標期間《R2～R6》の実績

- 県の療育における中核機関として、第1期、第2期中期目標期間に引き続き、高度な療育サービスを提供した。
- 各種研修会の実施、講師の派遣等を通じ、地域への療育技術指導等、療育に関する情報発信、指導等に努めた。
- 発達障害児・者への支援拠点として、関係機関との連携の下で、利用者のライフステージや個別の事情に応じた自立支援相談、教育相談、就労相談等を行った。（図1）
- 県における年間の出生者数は減少しているが、医療療育センターが提供する安全で良質な医療・療育への需要は高く、利用者数は一定の水準を保った。（図2）
- 理事会、運営会議等を通じて効率的な運営体制の構築に努めた。また、サービスの充実等より収入の確保に努めるとともに、設備の省エネ化等、経費節減のための取組を行った。
- 業務運営の改善及び効率化を進め、財務内容の改善を図ったが、感染症、物価高騰等の影響により、令和4年度及び令和5年度については赤字決算となった。（図3）

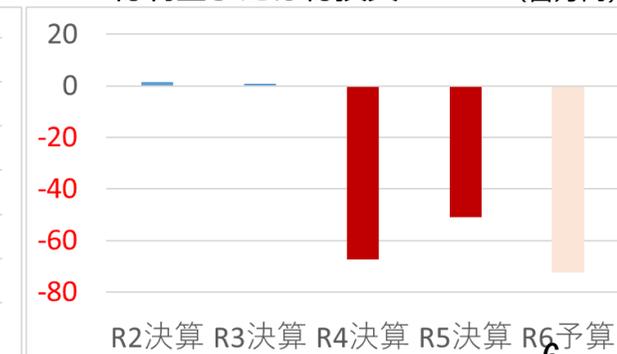
【図1】相談件数推移



【図2】受診者数推移（外来）



【図3】療育機構第3期中期目標 期中の総利益または総損失



※R6は予算計画上の見込み数値

## 1) 良質な医療・療育の提供機能の維持

- 障害のある子どもたちやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現のために必要とされる療育を引き続き提供する。
- 本県を取り巻く社会情勢等を踏まえ、第4期中期目標における課題や目指すべき方向性のもと、合理的・効率的運営により経営の安定化に努め、安全で良質な医療・療育の提供機能を維持していく。

## 2) 収支改善の取組の推進

療育二一ズの把握、収益向上のための方策を検討・実施するとともに、コスト及び財務状況を意識しながら費用の節減に努め、収益の改善、安定的な経営基盤の確立を図る。

## 3) 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援のより一層の充実

- 県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター及び秋田県医療的ケア児支援センターの機能を充実させ、積極的な療育支援に努める。
- 福祉事業型地方独立行政法人として、また、県における療育の中核的拠点施設として、総合相談や地域療育支援など、収入が得られない、または収益性が低い事業についても継続して実施していく。

- 療育機構は、今後の中・長期的な展望を踏まえながら、課題解決のための方策や、目指すべき方向性に関する具体的な取組・経営計画等を検討し、第4期中期計画を策定する。
- 2月議会において療育機構の第4期中期計画案及び令和7年度運営費交付金等に係る当初予算案を提案。
- 令和7年度以降の中期目標・計画に関する取組実績や財務状況等を県と療育機構が定期的に分析、検討を行う。

## 地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期目標（案）の概要について

### 第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 質の高い療育の提供
  - ◇疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
  - ◇医療・療育従事者の確保・育成
  - ◇利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
- 2 地域療育への貢献
  - ◇各種研修会の実施等を通じた技術支援、療育支援
- 3 ライフステージに応じた総合支援
- 4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援
  - ◇発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等の支援機能の一層の充実
- 5 個人情報適切な管理

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的な運営体制の構築
- 2 施設経営に携わる事務部門の職員の専門性の向上
- 3 収入の確保、費用の節減

## 第4 財務内容の改善に関する事項

- ◇経営改革の推進
- ◇収支改善の取組の推進

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備に関する事項
  - ◇実施時期、必要性を十分に検討の上、計画的に実施
- 2 防災・防犯対策の推進
  - ◇近年の大雨災害等を踏まえた定期的、実践的な防災・防犯訓練等の実施
- 3 人事に関する事項
  - ◇職員の適切な配置と、業績・能力評価を的確に反映した人事管理
- 4 職員の就労環境の整備
- 5 障害者差別解消の取組
- 6 中長期的な視点での経営管理の強化

## 【議案第199号関係】

秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

医務薬事課

### 1 改正理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）による大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の一部改正により、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請をする者等から手数料を徴収する必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 題名を「秋田県第一種大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例」に改めることとする。
- (2) 次の申請をする者から徴収する手数料の額を次のとおりとすることとする。（第2条関係）
  - ①第一種大麻草採取栽培者の免許の申請  
申請1件につき 22,000円
  - ②第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請  
申請1件につき 3,500円
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年3月1日から施行することとする。ただし、2(3)及び3(2)の一部は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

### <参考>

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

#### 【R6. 12. 12施行】（6月議会に関連する改正内容）

- ・法律名が「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正される。（※1）
- ・大麻から製造された医薬品の施用を可能とする。
- ・大麻及び有害成分を麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」に位置づける。

※1「秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案（題名等の改正）」について、R6年6月議会において議決済。

#### 【R7. 3. 1施行】（本議案に関連する改正内容）

- ・大麻草採取栽培者免許について、産業目的及び医療目的に拡大し、栽培目的に応じた採取栽培者の区分を新設

◎大麻草の製品（※2）の原材料として栽培する場合  
「第一種大麻草採取栽培者免許」（都道府県知事免許）

◎医薬品の原料として栽培する場合  
「第二種大麻草採取栽培者免許」（厚生労働大臣免許）

※2 大麻草から製造される製品

しめ縄、織物、食用油、菓子類、清涼飲料水、化粧品、建築用資材、飼料、肥料、燃料等

新	旧
<p>秋田県第一種大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者 の免許を受けようとする者及び同法第七条第三項の規定による第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種大麻草採取栽培者 一件につき 二万二千元 の免許の申請</p> <p>二 第一種大麻草採取栽培者免許証 一件につき 三千五百円 の再交付の申請</p>	<p>秋田県大麻草採取栽培者免許等手数料徴収条例</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。次条において「法」という。）の規定により大麻草採取栽培者の免許を受けようとする者等 から、手数料を徴収する。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請 一件につき 七千三百円</p> <p>二 法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者の登録の変更の申請 一件につき 三千五百円</p> <p>三 法第七条第三項の規定による大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請 一件につき 三千五百円</p>